## 令和4年9月定例教育委員会 会議録

◇開 会◇閉 会

令和4年 9月27日(火) 午前 9時00分 令和4年 9月27日(火) 午前 9時35分

◇会 場

3 F「教育委員会会議室」

◇出席者

教育委員会

教育長
教育長職務代理者
教育委員

教育部次長兼学校教育課長教育部次長兼教育総務課長池 内 晃 二・教育部次長兼教育総務課長足 立 勲

・社会教育・文化財課長兼植野 記念美術館副館長兼中央図書 館副館長兼歴史民俗資料館長 兼氷上回廊水分れフィールド

ミュージアム館長山 内 邦 彦・恐竜副課長兼恐竜係長吉 竹 淳・教育総務課総務係長足 立 真 澄

まちづくり部

・まちづくり部長井 尻 宏 幸・市民活動課長小 畠 崇 史・人権啓発センター所長堂 本 祥 子

(片山教育長)

皆さんおはようございます。最近少し涼しくなって、上着が必要な日もあるようになりました。

この前の台風も大きな被害がなくてよかったと思っております。

コロナの感染状況も、学校の方は少しずつ落ち着くような状況になってきております。それでもまだ安心できる状況ではありませんので、きっちり対策をしたいと思っています。

それでは、ただ今から、9月の定例教育委員会を開催いたします。会の進行上、発言の際には必ず氏名を名乗ってから発言していただきますようお願いいたします。

日程第1

前回会議録の承認

(片山教育長)

日程第1、前回会議録の承認についてですが、8月25日の定例教育委員会会議録承認は、安田委員と上羽委員にお願いいたしました。

日程第2

会議録署名委員の指名

(片山教育長)

日程第2、会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録の署名は、 深田教育長職務代理者と横山委員にお願いいたします。

日程第3

教育長報告

(片山教育長)

日程第3、教育長報告に入ります。別紙により報告させていただきます。 8月25日、定例教育委員会後に市長部局の方で戦略的事業ヒアリングが ありまして、これからどういうところに力を入れていくかということで市内 の三つの県立高校の支援や、社会教育・文化財課での STG s (Sustainable Tamba city Goals) の学習教材作成等について説明を行いました。

その後、一般質問の調整会議があり、例によって、たくさんの議員の方が、 質問されます。

27日土曜日「竜学」説明会があり、徳島県の勝浦町に10月の3日間連休の時に行くことになっています。本年度8名の予定でしたが、今年は前山小学校から2名、黒井小学校から2名、船城小学校から1名。内、男の子は船城の1名で、あと女の子5名を大使に任命いたしました。事前に色々な勉強会をし、準備を進めております。

- 29日に、認定こども園「わだ」の理事長と園長が来られました。
- 30日、氷上町の和久医院院長から HSP についての本、過敏性というのか、障害ではないのですけれど、そういった子どもについての本を各学校に1冊ずつご寄附いただきました。
  - 9月に入りまして、1日から9月議会本会議が始まりました。

2日の日には第6回の小中校長会がございまして、新学期が始まり、不登校の子が増えるとか、休み始めるとか自殺が多いとかいうようなこと、それからちょうど8月30日、氷上町の事故から1年経ったこと。それからコロナ対応。その中で丹波市に合った思い切った改革をやっていくということで、この前に研修させてもらった世田谷区立の桜が丘中学校などの紹介もしておきました。

- 5日目には政策会議がございまして、令和5年度の市の人事異動の基本方針や予算編成の方針などの説明がありました。それが終わった後、第67回の新型コロナ感染症対策会議本会議がございました。特に大きな変化はなかったです。
- 10日の日に、山南中学校と和田中学校の体育大会が今年で最後ということで挨拶をしてきました。
- 12日の日には、丹波教育事務所に行きまして、管理職人事のヒアリングを行いました。

それから、丹波地区社会教育委員協議会総会、研修会がございました。

- 13日は議会の方で総務文教常任委員会がございました。夜に第7回市島地域市立小学校統合準備委員会がございました。新聞にも出ていましたが、通学手段等について検討しなければならないことも増えております。
- 14日の日には、兵庫県教育委員会から高校教育課の改革担当参事と副課長がこられました。戦略的事業として進めている市内の三つの県立公立高校についての話でした。
- 15日は予算決算常任委員会補正予算の審議がございました。17日土曜日、植野記念美術館の培広庵コレクション展が始まり、美人画が70数点、すごく綺麗な絵です。よかったら是非お越しいただきたいと思います。
- 18日、今年で終わりの鴨庄小学校と吉見小学校の運動会に行ってきました。鴨庄の方は子どもたち39人ですが、最後だということでいろいろ工夫を凝らして思い出に残る運動会ができたというようなことでした。
- 20日は予算決算常任委員会がございました。21日は、ゆめタウンで秋の交通安全運動の出発式がございました。本日の定例教育委員会あと議会が2回残っておりまして、28日の予算決算常任委員会と、30日の議会本会議これがある予定になっております。

私の方からは以上です。ただいまの教育長報告につきまして何か質問はご ざいませんか。

よろしいですか。それでは、教育長報告を終わります。

日程第4

議事

議案第45号 丹波市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制 定について

(片山教育長)

(山内中央図書館副館長)

日程第4、議事に入ります。議案第45号、丹波市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について事務局より説明をお願いいたします。

議案第45号、丹波市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定 について説明させていただきます。

今回の規則改正につきましては、令和4年度、丹波市の教育実施計画の中で新規事業として進めてまいりました丹波市電子図書館サービス提供開始に伴います必要な条項の改正を行うものでございます。

規則改正の説明に入ります前に、本日机上に配布をさしていただいております丹波市図書館、丹波市電子図書館ご利用案内、こちらの方をご説明させていただいて、丹波市電子図書館サービスの概要の報告を申し上げたいと思います。

こちらのチラシの1枚目をお開きいただきたいと思います。今年度、導入を進めて参りました丹波市電子図書館は、インターネットを繋いだパソコン、スマートフォン、タブレット等を使いまして、資料の貸し出し・返却を行い、電子書籍を閲覧するサービスでございます。インターネットが利用できる環境であれば、24時間いつでもどこでも利用が可能な形になってございます。こちらの電子図書館利用対象者でございますが、市内在住または在勤在学の方で、丹波市立図書館の図書館カードをお持ちの方としております。近隣市町の広域利用者や団体利用者はこの対象には含まれていません。コンテンツ、電子図書の貸し出しでございますが1人2点までといたしております。貸出期間は、貸出日を含みまして14日間。貸出が満了すると、自動的に過去の書籍は返却されるという仕組みになっています。

次に利用の仕方でございますが、こちらの表紙に掲載しております丹波市電子図書館アドレスを入力、または QR コードを読み込んでいただきますと、資料を開いていただいて左下のところの一番下のところにありますログイン画面が表示されます。こちらのログイン画面に、利用者 ID については、図書館の利用者カード7桁数字になってございますけども、その数字を入力いただきます。パスワードについては、利用者の生年月日、こちらの方も初期設定いたしております。こちらのパスワードについては、利用者があとで自由に変更できるという仕組みになってございます。タイトルには、読みたい本を借りる。を押していただきます。一番チラシの最後に、ログインした後の画面の状況を、今、まだ現在構築中でございますが、こちらのところをご覧いただきながらお聞きとりいただきたいのですが、コンテンツの借りた後ですが、マイページというところを赤く丸印で囲んでいるのですが、こちらのところを押していただきますと、借りているコンテンツの方が表示されます。そこで読むというボタンをクリック押していただきますと、電子表示には画面が表示されて、ずっと読んでいくという形になっています。

返却するときには返すボタンを押していただきますと、ご返却されます。 先ほども申し上げましたが、貸出期間は14日間でございますので、この14日間を過ぎますと自動的に返却されるという仕組みになっております。電子書籍の利用を延長しようとする場合については、延長のボタンを押していただきますと、その日から14日間さらに返却期間が延長されるという形になります。延長については、1回のみ延長が可能でございますが、この本に次の予約が入っていますと、この延長ということはできないという形になっております。このほか、電子図書館の特徴といたしましては、文字の大きさ であったりとか、色であったりとかを変更ができたり、コンテンツによっては読み上げ機能がついているものもございまして、バリアフリー的な利用ができるようになってございます。以上電子図書館のサービスの概要となります。

続いて今回の議案第45号、丹波市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定つきましてご説明をさせていただきます。資料については、3ページから6ページでございます。資料の4ページでございます。新旧対照表をご覧いただきたいと思います。まず、第5条第1項第1号のところです。現行では、アンダーラインのところ、図書、資料、器具等としているところ、改正案では、条例第1条に規定する図書館資料、設備器具等に改正いたします。こちらについては、改正前の条文に資料とされていますが、この資料が何を指すのか定義がされておりませんでした。そこで、今回の改正によりまして、丹波市立図書館条例第1条に規定しています、図書、記録その他必要な資料を図書館資料とすることを明記させていただいています。

続いて、改正後の9条でございます。ここでは、今回提供開始を予定しています電子図書に関することを規定しております。それを利用者の資格といたしまして、先ほども説明させていただきましたが、市内に居住するもの、または通勤、もしくは通学するものに限ることを規定しております。

続いて5ページの第12条第1項第1号です。ここでは、電子図書の貸し出し制限を規定しております。同時に貸し出しを受けることができる電子書籍の上限は2点までとしています。

最後に、この規則の施行日でございますが、電子図書館サービスの提供の 開始を予定しております令和4年10月20日といたしてございます。

以上簡単でございますが、丹波市電子図書館サービス提供開始に伴います 丹波市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定についての提案 説明とさせていただきます。この後審議をよろしくお願いいたします。

それでは、委員の方から意見や質問はございませんか。

電子図書はよい仕組みだと思いますが、これは購入するのですか。相当膨大な数になると思いますが、どれぐらいの点数になっているのか教えてください。

まずこのコンテンツを購入するのかという点でございますが、コンテンツ の中には、買い取り型と制限型、という二つがございます。買い取り型は一 度コンテンツを購入いたしますと、電子図書館サービスを提供する限りずっ とこの図書館で図書を入れるという形になります。期間限定型といいますの が、2年間、もしくは上限52回、これが達するまでの間、電子図書館サー ビスのサイトの中に、その図書の貸し出しができます。この二つのタイプが ございます。今回、電子図書の予算には買い取り型を1,000点購入する という形で、大体一点の平均が4,400円なります。440万の予算を計 上していますが、買い取り型ばかりではなく、情報誌関係、例えばるるぶと か旅行雑誌とか、そういったものについてはやはり買い取り型で購入してお くよりも期間限定型で、情報誌はその時その時の流行り廃りがありますので、 そういったものについては、期間限定型、もしくは上限52回そういった物 での購入という形で進めさせていただきました。期間限定型というのは多く してしまいますと、購入点数が2年間過ぎますと、ぐっと下がっていくとい う形になりますので、今回、第1回目になりますので、基本的には購入型に 重点を置いて導入を進めさせていただいているという状況でございます。現 在のところ、926点の導入をさせていただいて、10月20日のスタート

(片山教育長)

(深田教育長職務代理者)

(山内中央図書館副館長)

を迎えたいと思っています。若干、まだ予算の残りがございますので、今年 度末には予算すべての執行を完了し約1,000点程度くらいにはなるかと 思います。

(片山教育長)

他ございませんか。上羽委員。

(上羽委員)

すごくいいなと思います。僕も使ってみたいと思いますが、普通の書籍でしたら10点というところを2点までとしているのはどうしてでしょうか。また、近隣の市で同じようなサービスを導入している状況であるとか、そこでの利用率が分かれば教えていただきたいと思います。

(山内中央図書館副館長)

まず一つ目、2点を上限に貸し出しにしている根拠でございますが、近隣 の市町も参考にしています。近隣ですと福知山市が電子図書館サービスを2 点でされてございます。丹波市が先ほど1,000点あまりでスタートする と申し上げたのですが、福知山市はもう少したくさんのコンテンツで提供を 開始されております。その中でも2点で上限を区切られてございます。丹波 市の場合も1,000点というようなところでございますので、あまり沢山 の書籍を上限に設けますと、1人の方が沢山を借りられる状況になってしま いますので、差し当たっては2点でのスタートとさせていただきたいと思っ ています。神戸市は3点でスタートされています。あと、近隣の関係でどう いうところがされているのかというところでございますが、先ほど申しまし た福知山市が一番近隣ではございます。兵庫県下でございますが、赤穂市、 三田市、小野市、明石市、高砂市、播磨町、加古川市、たつの市、川西市、 先ほど申しました神戸市、それから尼崎市、芦屋市。県下の中では13番目 が丹波市となるところでございます。利用状況でございますが、今、資料を 持ち合わせてないですが、10月20日からこういった形で電子書籍をスタ ートすることを市の記者発表をしていく中で、推進していきたいと考えてお ります。以上です。

(安田委員)

小中学校にタブレットでも、もっと利用してもらえるように告知することが大事かと思います。また、書籍を選ばれるときに何か基準がありましたら教えていただきたいと思います。

(山内中央図書副館長)

まず、小中学校のタブレットでの利用でございますが、こちらの方については当然、タブレットでも閲覧などができます。こちらの告知でございますが、7月の校長会で10月から電子書籍のサービスをスタートさせますということで、このような電子書籍のサービス等、図書館利用者カードの登録が必要になりますということで、学校の方から各保護者の方に、そういった旨の周知をいただいていると思っています。今後も電子図書館の利用がたくさんできますように、校長会等にも周知をして進めて参りたいと思っております。それから、もう1点、選書の基準についてご意見をいただいたかと思います。こちらの方については丹波市に6館あります図書館の職員、司書等、それぞれ各館から出て選書会の会議を持ち、選書しています。一番初めですので難しいところがあるかと思うのですが、電子書籍の導入を進めている委託先から昨年度とか、これまでに人気のあった書籍、購入を一番多くされたランキングの一覧表をいただきまして、そちらの方を見ながら沢山の方に利用いただけそうな書籍の準備をしている状況です。以上です。

(片山教育長)

暫時休憩します。

## (暫時休憩)

(片山教育長)

再開いたします。他にございませんか。

(深田教育長職務代理者)

1,000点あまりのコンテンツの買い取りということで、1点、4,400円ぐらい。今後、ここの部分と、活字の方の図書があるかと思いますが、図書館としてどういうふうな比率で予算をどのようにして、これから先考えておられるのかお願いします。

(山内中央図書館副館長)

電子書籍の今後の導入の計画でございますが、今年度の電子書籍のコンテンツ量といたしまして、440万計上していますが、こちらの方は朝来市と福知山の3市連携の地方創生交付金を財源であてて、2分の1はこちらの交付金が対象になって購入を進めておりました。一応聞いておる状況では、交付金が今年度、来年度、再来年度、3年間続くということで、3年間についてはこちらの交付金を充当し購入を進めて参りたいと思っています。それから、紙媒体の書籍の方ですが、今、2,000万で予算を計上させていただいてございます。紙媒体と電子書籍と、別の計上で、合計2,440万というような予算で計上させていただいてございます。来年度も紙媒体の書籍については、2,000万円を確保した上で、電子書籍の440万円も要求していく予定です。やはり充実した図書館の運営のためにも、引き続き、要求を続けて参りたいと考えているところでございます。以上でございます。

(片山教育長)

他にございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、なければ採決いたします。

議案第45号、丹波市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定 について採決いたします。

同意される委員の挙手を求めます。

(賛成者举手)

(片山教育長)

挙手全員でございます。

よって、議案第45号、丹波市立図書館条例施行規則の一部を改正する規 則の制定について承認いたします。

議案第46号 丹波市教育委員会後援名義の使用承認について

(片山教育長)

続きまして、議案第46号、丹波市教育委員会後援名義の使用承認について、事務局より説明をお願いいたします。

(足立教育部次長兼教育総務課長)

それでは議案第46号、丹波市教育委員会後援名義の使用承認についてご 提案申し上げます。

今回の審議案件は2件です。1点目は資料8ページからの夢みる小学校上映実行委員会が主催される映画夢みる小学校上映会です。実施日は令和4年12月10日土曜日、実施場所はゆめタウンポップアップホールです。資料9ページ10ページは、事業告知用のチラシの原案、11ページは事業に係る収支予算書、12ページから14ページは主催団体の規約及び実行委員名簿となっております。

2件目は、丹波写友会が主催される2022年度丹波写友会写真展です。 実施期間は令和4年11月1日から11月6日日曜日まで、会場は植野記念 美術館です。資料16ページ17ページは事業の概要と、18ページ19ページは主催団体の規約となっております。この事業につきましては過去に後援名義の使用許可を承認いただいている関係でございます。

両事業とも、丹波市教育委員会後援名義使用許可に関する要綱第3条の許可条件に適合しており、かつ、第4条の許可の制限に該当していないことから許可決定が妥当と判断しております。

以上で丹波市教育委員会後援名義使用承認についての提案説明とさせて いただきます。

(片山教育長)

それでは、委員から何か御意見、御質問ございませんか。

よろしいでしょうか。なければ採決いたします。

議案第46号、丹波市教育委員会後援名義の使用承認について採決いたします。

同意される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

(片山教育長)

挙手全員です。

よって、議案第46号、丹波市教育委員会後援名義の使用承認については 承認いたします。

日程第5

報告事項

(1) 寄附採納報告

(片山教育長)

続きまして、日程第5、報告事項に入ります。(1) 寄附採納報告についてお願いいたします。

(足立教育部次長兼教育総務課長)

今回の報告は1件です。資料は20ページです。先ほど教育長報告にもございましたが、教育委員会に対しまして、氷上町成松の和久医院、和久晋三様より、書籍「しつこい不安が消えてなくなる本」、30冊の寄付申し出があり、これをありがたく採納することといたしましたのでご報告申し上げます。寄付いただきました書籍につきましては、各小中学校に、寄附の趣旨を添えて配布させていただいております。本についてはこちらとなっております。また後程、回覧させていただきます。以上です。

(片山教育長)

ただいまの報告につきまして何かご質問ございませんか。 質問がなければ、寄附採納の報告を終わります。

(2) 行事共催・後援等報告

(片山教育長)

続きまして、(2)行事共催・後援等報告をお願いいたします。

(足立教育部次長兼教育総務課長)

行事共催・後援等の報告につきましては資料21ページに掲載しております通り、民俗芸能祭 in ひょうごをはじめ、全部で4件でございます。今回の報告につきましては全てが後援依頼となっております。それぞれ、丹波市教育委員会後援等名義使用許可に関する要綱に基づき、許可条件に適合し、特に問題がないこと、公的または恒例の行事であるため専決処分による許可をしたもので報告させていただきます。以上です。

(片山教育長)

ただいまの報告につきまして何か質問はございませんか。 質問がなければ、(2)行事共催・後援等報告を終わります。

日程第6

その他

(片山教育長)

日程第6その他に入ります。その他各課から連絡事項ありませんか。

日程第7

次回定例教育委員会の開催日程

(片山教育長)

続きまして、日程第7、次回定例委員会の開催日程について事務局からお 願いいたします。

(足立教育部次長兼教育総務課長)

次回の定例教育委員会は、10月20日木曜日、午前9時からの開催でお 諮りします。会場につきましては、山南支所教育委員会会議室です。事務局 からは以上です。

(片山教育長)

10月20日木曜日、午前9時ということで、委員の皆さんご都合はいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、10月の定例教育委員会の日程は、10月20日木曜日、午前9時から山南支所教育委員会会議室にて開催いたします。

以上をもちまして全日程が終了いたしましたので、本日の定例教育委員会 を閉会いたします。ご苦労さまでございました。